



どうする！

「建設業・運輸業の2024年問題」の労基署対応

主催（一社）大田労働基準協会

「働き方改革」により労働基準法が改正され、2019年に、罰則付き時間外労働の上限規制が施行されました。直ちに適用するのは困難と判断された運送業・建設業・医師等には5年の猶予が与えられましたが、2024年は、5年経過により猶予が終了します。ただ、未だ十分に法適用の準備ができていないところもあることから、適用に対しどう対応していくかということが2024年問題として注目されています。今回は、運送業と建設業に的を絞ってお話ししたいと思います。

1 日 時 2024年2月14日（水曜日）13:30~16:30（受付13:15~）

2 講 師 森井 博子 氏（元労働基準監督署長 特定社会保険労務士）

- 3 内 容
- ・時間外労働上限規制の適用の猶予と猶予後の取扱い
 - ・共通 新しい36協定理解できているか
 - ・共通 2024年4月に間に合わない場合どうなるか（対労基署）
 - ・共通 労働時間の適正把握をしているか
 - ・共通 発注者(荷主)対策
 - ・運輸 改正改善基準のポイント
 - ・建設 「災害その他避けることのできない事由」とは



4 定 員 80名（先着順）

5 会 場 大田区民ホールアプリコ 小ホール（裏面案内図参照）

6 受講料 会員 5,500円（消費税込） 会員以外 7,700円（消費税込）

7 申込方法等

（1） 次のメールアドレスに、roumu@mita-roukikyo.or.jp

- ①講習会名
- ②開催年月日
- ③事業場の名称及び所在地
- ④協会会員又は非会員の表記
- ⑤連絡先担当者氏名及びメールアドレス
- ⑥電話番号
- ⑦受講者の氏名、フリガナ

を記載例のように記入してください。

記載例 ①2024年問題
 ②2024年2月14日
 ③(株)〇〇 港区芝〇—〇—〇
 〃

2月7日（水）までにメールを送信してください。受講番号、受講者氏名等を記載したメールに適格請求書を添付のうえ返信いたします。
 ご不明な点は下記問合せ先までご連絡をお願いします。

(2) 受講料は、2月7日(水)までに、下記口座にお振込みください(振込手数料はご負担願います)。

- ・銀行名：三菱UFJ銀行 田町支店
 - ・口座番号：普通預金 0397963
 - ・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
 - ・住所：港区芝4-4-5
- ◆振込人名の前に講習会月日をお付けください
◆法人の種類(カブシキガイシャ等)は、記入せずに会社名を記入してください
(例 0214ミタロウドウ・・・等 イツパンシヤダンハウジンは不要です)

(3) 2月7日(水)までの受講取消は受講料全額を返還いたします。(振込手数料はご負担ください)。それ以降の取消は返還できませんので予めご承知おきください。

(4) 受講者は、返信メールの写しをご持参のうえ受付にご提示ください。

この講習会は、三田、品川、大田、渋谷、新宿、池袋労働基準協会の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。

問合せ先 (一社)三田労働基準協会 ☎03-3451-0901

【会場案内】



大田区民ホールアプリコ 小ホール (大田区蒲田5-37-3)

【交通】・JR京浜東北線、東急多摩川線、東急池上線

「蒲田駅」東口徒歩3分

・京浜急行線「京急蒲田駅」西口徒歩7分